

受精卵（胚）の凍結保存に関する説明書

1. 胚凍結保存の目的

体外受精や顕微授精で得られた良質な胚／胚盤胞は、マイナス 196 度の液体窒素中にいったん凍結保存します。胚を凍結保存する最大の目的は、多胎妊娠と卵巣過剰刺激症候群の防止です。余剰胚を凍結保存しておくことで、最初の胚移植で妊娠に至らなかったときや、出産した後にもう一人お子さんが欲しいときに、これらを融解し新たに子宮内へ移植することもできます。

2. 方法

培養3日目の分割期胚(6～8細胞)、もしくは培養5～6日目の胚盤胞を、マイナス 196 度の液体窒素中で凍結保存します。次の周期に、子宮内膜が整った状態で、凍結保存胚を融解し、子宮の中へ移植します。

※ 凍結・融解した胚は、約10%の頻度で変性・破損することがあります。凍結時の個数より、移植する胚が減る可能性があることをご了承ください。

3. 成績

当院で凍結保存した胚や胚盤胞を融解移植した場合、胚移植あたりの妊娠率は、35 歳未満で35%、35 歳から39歳で30%、40 歳以上で10%です。流産率は、35 歳未満で 22%、35 歳から39歳で37%、40 歳以上は41%でした。胚の凍結・融解が見及ぼす影響は、完全には解明されていませんが、児の先天異常が増加したという報告はありません。

4. 凍結保存胚(卵子)の取り扱いについて

当院では日本産科婦人科学会の会告に準拠して、胚の凍結保存を行っています。

保存期間:3年間

保存期間中であっても、1年毎に凍結保存の更新手続きをお願いします。凍結保存の更新を希望される場合は、更新日までにご自身で外受診の予約をお取りいただき、担当医へ更新の意思をお伝えください。

あなたの次の更新日は_____年____月です

- ※ 当院では、保存期間は原則3年としますが、更新手続きをすれば最長5年まで延長が可能です。
- ※ 凍結から3年を過ぎて一度も更新の連絡がない場合は、倫理的に許容される範囲内で当院がその取り扱いを決定します。

以下のいずれかの廃棄条項に該当する場合は、凍結保存胚を廃棄できるものとします。

- a) 本人またはパートナーから廃棄の申し出があった場合
- b) 本人またはパートナーが死亡した場合
- c) 当院から本人またはパートナーへ連絡が取れず、行方不明になった場合
- d) 離婚もしくはパートナーを解消された場合
- e) 女性が生殖可能年齢を超えた場合
(当院では、原則43歳の誕生日までを目安にしています。)
- f) 子宮を失うなど、胚を移植できない事態が発生した場合
- g) 更新期限切れ通知の返答がない場合

※ 胚の凍結保存には細心の注意を払い、万全の体制で臨みます。しかし、万が一の重大事故や閉院、予期せぬ事情(地震・火災・液体窒素容器のトラブルなど)によって、凍結保存していた胚が使用不可能になった場合、当院は一切の責任を負いかねますので何卒ご了承ください。なお、協議のうえ弁済が可能と判断した場合は、お支払い頂いた凍結保管料程度をお返しいたします。

※ 凍結保存や破棄に関して問題が生じた場合は、裁判所など然るべき法的機関に判断を委ねます。

※ 他施設への移送は、胚への振動・衝撃・事故などのリスクを考慮し、当院ではお勧めしていません。

5. 費用

原則的に保険診療です。保険適用外の自費診療分は、別紙をご参照ください。

胚凍結保存に関わる手技料・器材費は、体外受精や顕微受精とは別に徴収いたします。凍結胚を融解・移植する際にも、別途料金をいただきます。凍結保存にかかる料金は、将来に融解胚移植ができるか否かや妊娠の成立・不成立に関わらず徴収します。

1年毎の凍結保管料も別途徴収いたします。

6. その他

- ・ 卵子や胚を培養するために、合成血清を加えた培養液を使用します。現時点で最も安全性の高い培養液を使用しています。
- ・ 凍結保存胚を、ご本人の妊娠・出産以外の目的で使用することはありません
- ・ 胚の凍結保存に関するご同意は、いつでも撤回することができます。

福井大学医学部附属病院 高度生殖医療センター